

居宅介護支援事業所「境港すずかけの樹」介護支援サービスについて

(重要事項説明書)

1. 居宅介護支援サービスの目的

居宅介護支援事業所「すずかけの樹」が行う居宅介護支援サービスは、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように配慮します。

要支援または要介護状態にある利用者の委託により、介護相談及び利用者の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

2. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所「境港すずかけの樹」
所在地	鳥取県境港市清水町 761 番地 1
法人名称	株式会社 米子テクノサービス
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	居宅介護支援 : 3170400323
サービス提供地域	境港市・松江市・米子市

3. 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（間、不定休あり）
営業時間	8：00～17：00

4. 同事業所の職員体制

管理者 1名（常勤・兼務）

介護支援専門員 2名（常勤・兼務）

5. 居宅介護支援サービスの申し込みから居宅サービスが提供されるまでの流れとその主な内容

①居宅介護支援サービスの申し込み

重要事項及び契約内容をご確認いただき、契約の締結をします。

②状態の把握（アセスメント）

担当の介護支援専門員が利用者・家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。

施設入所を希望される場合は、ご紹介します。

③居宅サービス計画原案の作成

居宅サービス事業者に関する情報をもとに、利用者が居宅サービス事業者を選定します。

④居宅サービス担当者との連絡調整

担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス担当者や利用者・家族も参加し、必要な意見交換等を行うことにより居宅サービス計画の内容調整を図ります。

⑤居宅サービス計画の作成

利用者の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。

⑥利用者の同意

作成された居宅サービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。

⑦利用者への居宅サービス計画書の交付

利用者に同意いただいた居宅サービス計画書を交付します。

⑧居宅サービスの提供

居宅サービス計画に位置づけられたサービスを、各々の居宅サービス事業者より提供します。

⑨状況の把握（モニタリング）

居宅サービス計画の実施状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を実施します。

6. サービスのご利用にあたりまして

①サービス提供上必要な場合を除いて、利用者の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。

②利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。

③利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券が保管されている場所をお聞きすることも一切ございませんのでご了承ください。

④利用者及びその家族の個人情報の取扱いには、守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

7. 利用料金

・要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので、自己負担はありません。

・保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合は、一ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日、市役所に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

* 加算

①初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更を受けた場合、居宅介護支援費に加算する。

初回時	3,000円/月
-----	----------

②入院時情報連携加算

利用者が入院した日に、医療機関の職員に対して利用者に係る心身の状況等の情報提供を行った場合、居宅介護支援に加算する。

入院時情報連携加算 (I)	2,500円/月
---------------	----------

入院してから翌日から3日以内の場合は以下を加算する。

入院時情報連携加算 (II)	2,000円/月
----------------	----------

8. 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域からの利用者の要請があった時も、交通費は戴きません。

9. 解約料

利用者の都合により解約した場合は、下記の料金をいただくことがあります。

居宅サービス計画作成途中での解約	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出完了後の解約	無 料	

10. 留意事項

相談受付場所	利用者の居宅又は利用者が指定される場所 (サービス事業所の相談室など)
介護支援専門員による利用者の状況把握(モニタリング)	原則として1ヶ月に1回とさせていただきますが、その他必要に応じて随時実施します
サービス担当者会議	利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者と会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努めます
介護支援専門員の変更	変更を希望する場合はご相談ください
調査(課題把握)の方法	包括的自立支援プログラム方式

11. サービス相談窓口、及び苦情・事故対応窓口

①サービスに関する相談及び苦情・事故対応については、次の窓口で対応します。

ご利用者相談	電話番号 0859-30-2121 FAX 番号 0859-30-2160
	受付時間 営業日の8:00～17:00

苦情受付担当者：竹内 丈 (居宅介護支援事業者 境港すずかけの樹：管理者)

②その他の相談・苦情受付窓口

・境港市の相談・苦情受付窓口

電話番号	0859-47-1038
担当部署	長寿社会課

・鳥取県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

電話番号	0857-20-2100
担当部署	介護保険業務課(苦情処理係)

③苦情・事故対応時の基本手順

i 苦情・事故の受付

ii 苦情・事故内容の確認

- iii 苦情・事故解決責任者等への報告
- iv 苦情・事故解決に向けた対応に関する、利用者への事前説明、同意
- v 苦情・事故解決に向けた対応の実施
- vi 再発防止又は改善の措置
- vii 苦情・事故解決結果の利用者への説明、同意
- viii 苦情・事故解決責任者等への最終報告

1 2. 緊急時の連絡先

主治医・ご家族等緊急時の連絡先は、予め担当の介護支援専門員により確認させていただきます。サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合には、下記の連絡先へ連絡します。

・ご家族様

お名前	
電話番号	

・主治医

医療機関名	
主治医名	
電話番号	

1 3. 賠償責任について

居宅介護支援サービスの提供に伴って、「すずかけの樹」の責めに帰すべき事由により、利用者又はそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には相当範囲内においてその損害を賠償します。

利用者又はそのご家族等の介護者は、利用者又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、居宅支援事業所すずかけの樹の職員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1 4. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、居宅介護支援事業所「すずかけの樹」の料金体制は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

1 5. その他

・BCP（事業継続計画）…BCPを作成し、適宜、訓練、見直しを行っています。

・高齢者虐待防止…高齢者虐待防止委員会を立ち上げ、適宜、内部研修を行っています。

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 :
氏 名 : 印
後見人 住 所 :
氏 名 : 印

居宅介護支援事業者「境港すずかけの樹」は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 : 鳥取県境港市清水町 761 番地 1
事業者(法人名) : 株式会社 米子テクノサービス
事業所名 : 居宅介護支援事業所 境港すずかけの樹

説明者 : 印